

## 社会福祉法人太陽福祉会

### 評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

#### (目的及び意義)

**第1条** この規程は、社会福祉法人太陽福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、**評議員及び役員**の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者(施設長)をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)**評議員**とは、定款第8条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、**社会福祉法**第45条の35第1項で定める報酬をいう。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬の支給)

**第3条** この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

**2** **評議員**には、定款第8条で定めるように、報酬を支給しない。

**3** 常勤理事(施設長)に対しては、報酬は支給しない。

#### (報酬等の額の決定)

**第4条** この法人の全理事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

**2** この法人の全監事の報酬総額は、年間6万円以内とする。

**3** 非常勤理事・全監事に対する報酬は、月額2,500円とする。年2回に分けて現金で支給する。

#### (費用弁償)

**第5条** この法人は、役員及び**評議員**がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

**2** 役員及び**評議員**には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、たいようこども園の出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

#### (報酬等の支給日)

**第6条** 非常勤役員の報酬等及び旅費は、必要の都度、支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

**第7条** 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

**2** 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (公表)

**第8条** この法人は、この規程をもって、**社会福祉法**第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改廃)**

第9条 この規程の改廃は、[評議員](#)会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が[評議員](#)会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附則**

この規程は平成29年6月9日(定時[評議員](#)会の議決日)から施行する。